

令和 7 年度

鬼北町社会福祉協議会事業報告書

社会福祉法人 鬼北町社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人 鬼北町社会福祉協議会事業報告書

I 事業概要

鬼北町の社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少等の影響により、従来からの地域住民のつながりが希薄化し、地域における福祉課題や生活課題はますます深化している。

このような中、当協議会は、社会福祉法に基づき、原則として全戸住民を会員とする公益的な法人としての特性を活かして、福祉の推進に係る啓発、周知等に努めたほか、鬼北町が推進する地域支え合い事業及び地域支援事業においてもその担い手となり、常に住民や利用者の立場に主眼を置いて福祉向上に努めた。

令和7年度の地域福祉事業は、実施2年目となる子ども食堂事業の開催範囲の拡大や福祉フェスティバルなど、様々な世代間による住民参集型の事業の充実を図ったほか、総合的な相談業務や民生児童委員・老人クラブ等関係団体との連携協働も概ね計画どおりに推進することができた。

しかし、鬼北町の地域支え合い事業及び町有施設管理運営に係る委託業務については、鬼北町により事業の実態や今後の継続性、施設の老朽化等についての検討が行われ、生きがい活動支援通所事業及び日吉中央集会所管理運営事業は、当年度末をもって当協議会への委託業務を終了する方針が決定された。

介護保険サービス事業や日常生活支援総合事業、障害福祉サービス事業については、当協議会の従前からの事業実績や地域性に基づくものであり、利用者や家族のニーズに合った良質かつ適切なサービス提供に努め、介護負担の軽減と生活の質の向上に取り組んだ。ただし、その経営については、介護保険サービス提供件数（利用者数）の減少に伴う事業収入の低下と人件費等経営経費の上昇による永続的な赤字体質からの脱却が急務であり、経営改善対策として、利用者減少が顕著であった訪問入浴介護事業及び障害者訪問入浴サービス事業は、令和7年度末をもって廃止とした。両事業の廃止については、介護サービス事業の経営状況や人員体制等を考慮して前年度から検討を進めていたものである。併せて、サービス提供件数の維持と新規利用者の受入に努めたほか、業務効率の見直しによる時間外勤務の削減や休日勤務前後の振替・代休取得の徹底等により、経費削減を推進した。

その結果、令和7年度の介護保険サービス事業収入は、若干ではあるが増額となり、前年度に取り組んだ人件費削減対策の効果も併せて、赤字額は前年度の4割程度に抑えることができた。ただし、これまでの度重なる赤字により、法人の体力といえる支払資金残高や福祉積立基金は、最盛期の三分の一まで低下しているため、介護保険サービス事業の経営については、引き続き厳しい状況であることに変わりはない。

Ⅱ 重点実施項目

1 法人運営の強化対策の推進

社会福祉法人として運営の透明性や公益性を保ちつつ、時代とともに変化する福祉制度や地域課題等に対して的確に対応していく事務局体制を目指すとともに、社会情勢の変化等を考慮しながら、事務事業の見直し及び適正執行に努め、広報誌等を通じて福祉活動の啓発、周知・報告等に努めた。

2 協働活動の推進

行政、民生児童委員、ボランティア並びにその他の公私の社会福祉に関する活動を行う方々と協働し、「連帯による福祉サービス」の提供に努めた。

3 介護保険サービス事業及び障害福祉サービス事業の推進

介護保険制度による指定居宅サービス事業（訪問介護・通所介護・居宅介護支援）及び障害者総合支援法による障害福祉サービス事業について、適正なサービスの提供に努め、利用者主体の福祉サービスの推進に取り組んだ。

訪問介護は土日・祝日、通所介護については、祝日の営業を行い、利用者の要望に概ね応えることができたが、訪問入浴介護及び障害者訪問入浴サービスについては、利用者の減少のため前年度末から休止していたが、事業再開の見込がないため令和7年度末をもって廃止した。

4 日常生活支援総合事業及び指定介護予防事業の推進

日常生活支援総合事業（第1号事業）について、要支援者等に対して、それぞれの状況・能力に応じた適切なサービス提供を行うことで、要介護状態となることの予防に取り組んだ。

また、鬼北町の業務委託により実施する介護予防支援業務については、介護予防計画及び日常生活支援総合事業にかかる介護予防ケアマネジメントを作成し、利用者が自立した生活を維持できるよう支援した。

指定介護予防事業である介護予防訪問入浴介護事業については、訪問入浴介護事業と同じく休止中であったが、同事業と併せて令和7年度末をもって廃止した。

Ⅲ 推進項目

項 目	事 業 内 容
法人運営事業 (運営管理)	1 理事会 当協議会の全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うため、次のとおり理事会を開催した。 なお、令和7年度は、理事・監事の任期満了による改選があり、理事5名、監事1名が交代した。会長は新任、副会長は再任となった。 4回（5/30、6/26、10/24、3/12） 2 評議員会 当協議会の役員選任や予算及び決算の承認など、法人の事務・事業の推進に係る議決機関として審議を行うため、次のとおり評議員会を開催した。 なお、令和7年度は、評議員の任期満了による改選があり、9名が交代した。 2回（6/26、3/27） 3 監 査 令和6年度に係る当協議会の事業執行状況及び決算について、監事による期末監査を受け、適正な事業運営に努めた。 1回（5/19） 4 評議員選任・解任委員会 理事会の提案に基づいた評議員候補者の推薦について審議を行い、評議員を選任するため開催した。 2回（6/17、3/19） 5 まごころ銀行運営委員会 町民の皆様その他、有志による善意の寄付金に基づいた鬼北町まごころ銀行の運営について、還元事業の方針や予算の審議を行うため開催した。 1回（2/10） 6 財政運営の適正化 当協議会の法人運営管理を担う事務局経費は、自主財源である会費のほか、鬼北町からの補助金が主な財源のため、行政、町民の理解と協力を得て、財源の安定的な確保と経費節減に取り組み、健全財政の保持に努めた。

地域福祉事業

当協議会の目的である地域福祉の向上のため、各種関係機関等と連携して、次のとおり地域福祉事業を推進した。

1 共同募金と還元事業

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動を推進し、福祉思想の高揚を図るとともに、運営委員会に諮り、配分金・還元金の適正配分に努めた。

また、でちこんか及び日吉秋の大収穫まつりの会場にて街頭募金を実施したほか、広報誌による募金の募集や募金箱設置等により共同募金運動の充実を図り、独居高齢者等を援護するほか、児童、青少年等の福祉活動の推進に努めた。

＊赤い羽根共同募金募集実績 1, 681, 210円

＊歳末たすけあい募金募集実績 729, 853円

2 心配ごと相談事業

民生委員・児童委員、主任児童委員、行政相談委員、人権擁護委員等の協力を得て、毎月20日に心配ごと相談所を開設し、住民の悩みごと、心配ごとの相談に応じ、問題の解決が図られるよう側面から援助した。

また、弁護士による無料法律相談を8月と3月、法務局主催の特別人権相談を6月に実施した。

(広見地区) (日吉地区)

＊年間開催回数 12回 12回

＊年間相談件数 6件 3件

＊法律相談件数 9件

3 生活困窮者自立相談支援及び家計改善支援事業の推進

多様かつ複合的な課題を抱えている生活困窮者に対し、利用者の置かれている状況を利用者自身と確認したうえで、関係機関と連携し、支援の内容等を記載した計画（プラン）を策定し課題解決に取り組んだ。家計改善支援事業は、金銭管理が困難な世帯や個人に対し、計画に基づいて適切な家計管理を一緒に行うものであり、計画作成に至らなくとも今後支援が必要と考えられる世帯へ継続的に訪問し状況確認を行った。

＊延べ相談受付件数 22件

＊計画作成件数（継続1、新規1） 2件

＊継続訪問件数 1件

地域福祉事業

4 まごころ銀行の運営

香典返し、有志のご好意で寄せられた寄付金等については、まごころ銀行に預託して運営委員会に諮り、老人福祉・児童福祉・環境整備・文化事業等に還元する等、有効かつ適正に活用し、住民福祉の向上に寄与するよう努めた。

＊預託状況

寄付金

香典返しに代えての寄付	65件
一般寄付	4件
物品等	2件

＊還元状況（令和6年度預託による）

事業種別	事業内容
環境・防災等	自主防災組織へ簡易トイレ用凝固剤、フィルムロール（各56個） 公園・広場等へ設置用ベンチ（2脚）
結婚・出産祝	結婚・出産お祝い金（商品券）（32件）
福祉事業	サロン設立へ助成（0件） サロン活動へ助成（7件）
伝統文化育成	伝統文化の継承・保存活動へ助成（1件）
児童健全育成	スポーツ少年団の用具・備品整備へ助成（8件） 保育所保護者会の交流事業へ助成（3件） 小学校入学児童お祝い品（絵具セット）贈呈（57名）

5 ふれあい・いきいきサロンの設立推進

小地域において、高齢者や障害者の方々、ボランティア及び地域住民の方々がふれあいの場をもち、楽しく参加しやすい活動を行うことによって、お互いが助け合い支え合う、地域コミュニティーの構築を進めることを目的に、ふれあい・いきいきサロンの設立を呼びかけた。

＊設立状況

8か所

近永地区0	好藤地区1	愛治地区1
三島地区2	泉地区3	日吉地区1

地域福祉事業

6－（１）生活福祉資金の取り扱い

低所得者や身体障害者の属する世帯、高齢者世帯が、子供の修学、就職するための技術の習得、病気等で資金が必要なとき、また、失業等に伴い一時的な生活資金を必要とするとき、資金借入れ希望者からの相談を受付け、民生委員・児童委員の調査・意見等を得て、資金の貸付申請事務を行った。

	(申請取扱件数)	(貸付決定件数)
*緊急小口資金	7 件	7 件
*福祉費	1 件	1 件
*教育支度費	1 件	1 件

6－（２）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金（特例貸付）等の貸付償還対応について

令和２年３月から令和４年９月まで行われた特例貸付によって借入を行った世帯は、順次償還が開始されているが、収入や生活が安定せず償還が困難な世帯に対して各対応を行った。

*緊急小口資金特例貸付	償還猶予申請	2 件
*総合支援資金特例貸付	償還猶予申請	2 件
*緊急小口資金特例貸付	償還免除申請	2 件
*総合支援資金特例貸付	償還免除申請	2 件

7 福祉サービス利用援助事業の推進

福祉サービス等の利用手続きや日常的な金銭管理等について、自らの判断に不安を生じる高齢者等に対して、愛媛県社会福祉協議会から委嘱を受けた生活支援員が、必要な支援・管理・相談を行った。

*年間延べ利用者数 57 名

8 法人後見事業の推進

判断能力が不十分な方の権利の保護及び支援を行うため、法人後見受任を行っており、現在２件の後見を受任している。

9 福祉ボランティア組織の育成強化

町内のボランティア組織は、福祉・精神保健・環境美化・児童の健全育成・音楽・芸能・イベント支援等の組織がある。

ボランティアグループとの連携や研修会の開催等、福祉活動の活性化を図り、鬼北町ボランティア連絡協議会の充実強化に努めた。

地域福祉事業	10 各種福祉団体の事務局支援業務 次の福祉団体については当協議会が実施する社会福祉事業及び社会啓発活動等について賛同・協力する立場にあり、密接な協力関係にあることから、団体の事務局業務を従来どおり当協議会が担当した。 また、老人クラブ連合会は、鬼北町生活支援体制整備推進事業における第2層協議体としての活動に取り組んでおり、連絡会を通じて地域課題やニーズを踏まえ、関連事業を実施した。 ＊事務局のみ担当し、会計は各団体で処理 老人クラブ連合会 遺族会 身体障害者福祉協議会 母子寡婦福祉会 11 鬼北町福祉フェスティバル 令和6年度から、従来の式典形式の開催から、幅広い年代が楽しめるようイベント形式に改め、令和7年度は2回目の開催となった。 また、社会福祉の向上に寄与された個人・団体に対する表彰や結婚60年以上を迎えられたご夫婦に対してのお祝状は、別日程により表彰式を開催して贈呈した。 ＊表彰受賞者数 社会福祉活動表彰 5名 1団体 家族介護者表彰 1名 結婚60年（ダイヤモンド婚）以上祝い状贈呈 5組 12 社会福祉協議会だよりの発行 町民へ当協議会の事業、財政状況等の情報公開を進めるほか、行事や各種募金活動等の依頼及び実績報告、介護保険事業の紹介や利用者募集の周知を行う目的で社会福祉協議会だより「ひまわり」を発行し、自治会加入世帯及び関係機関等へ配布した。 ＊年度発行回数 4回（4、7、10、1月）
--------	--

地域福祉事業

13 地域実態調査の実施

地域福祉推進にかかる基礎資料とするため、独居高齢者等実態調査を実施し、町行政・民生児童委員協議会等関係機関との情報の共有化を図った。

＊高齢者等実態調査件数 4 2 9 件

独居老人	3 3 5 件
要介護者	4 5 件
母子世帯	4 9 件
父子世帯	0 件

14 子ども食堂の開設

福祉ボランティア協議会員の協力を得て、地域の子どもたちに無料で昼食を提供する「子ども食堂」を開設した。近永地区以外の地区についても各小学校を通じて案内し、呼びかけの範囲を拡充した。

第1回 8月 2日 52名（児童43名 保護者等9名）

第2回 11月 2日 120食（きほく鬼ッズフェスタにて開催）

第3回 12月20日 76名（児童51名 保護者等25名）

第4回 2月14日 53名（児童42名 保護者等11名）

15 民生児童委員協議会との連携

地域福祉推進のため民生児童委員協議会との連携の強化に努め、各種相談や調査等について協力するほか、独居高齢者等に対する無料配食サービス事業や共同募金配分事業等、地域の実情に合わせた事業を連携して推進した。

また、地区別研修会を開催し、福祉制度に関する知識向上や地域における問題等の情報共有及び解決に努めた。

＊無料配食配布数 5 7 7 件

＊民協研修会開催回数 1 回

16 その他

令和7年度は、従来の事業の推進を図りながら関係機関と連携を図ることで、今までより幅広い対応ができた。また、多様化するニーズ、複雑化する利用者課題に対しても、多方面からの支援により手厚い対応が行えた。

鬼北町受託事業 （地域支え合い 事業・地域支援 事業）	住民を会員とする公共的福祉団体である当協議会は、鬼北町が推進する地域支え合い事業及び地域支援事業の担い手として、積極的な事業推進に努めたが、諸事情により一部事業については委託終了となった。 1 配食サービス事業 福祉ボランティア協議会会員の協力を得て、食事の調理が困難な高齢者等に対して週２回の昼食を配達し、併せて安否確認を行った。 ＊１ヶ年実施日数 1 5 4 日 ＊実利用者数 1 6 人 ＊１ヶ年配食延べ数 1, 0 0 7 食 2 生きがい活動支援通所事業（日吉地区について受託） 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、援助員により日常動作訓練や趣味の活動、教養等生きがいを醸成する各種サービスを提供した。 また当事業は、委託元である鬼北町により、事業の実施場所の問題や利用実態等を踏まえた見直しが行われ、来年度以降については、鬼北町の直営事業とする方針が決定されたため、当協議会への委託が終了した。 ＊１ヶ年実施日数 5 9 日 ＊実利用者数 1 5 人 ＊１ヶ年利用者延べ数 1 4 1 人 3 生活管理指導員派遣事業 軽易な日常生活援助を必要とする高齢者に対して、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、日常生活・家事・対人関係の構築・関係機関との連絡調整など生活の全般について支援する事業であるが、当年度は利用対象者がなかった。 4 子育て支援ヘルパー派遣事業 妊娠中または生後１２ヶ月以内の乳児を養育している等、家事または育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣して、家事や乳幼児の身の回りの世話など必要な支援を行った。 ＊１ヶ年実施日数 5 3 日 ＊実利用者数 4 人 ＊１ヶ年延べ利用回数 5 9 回
--------------------------------------	--

鬼北町受託事業 (地域支え合い 事業・地域支援 事業)	5 生活支援コーディネーター業務 高齢者の生活支援及び介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合い体制づくりを推進することを目的として、鬼北町生活支援体制整備推進にかかる協議会を開催した。 より具体的な取組みを行う第2層協議体では、昨年度に引続き交通安全に関する対応として三島地区で交通安全講話や運転シミュレーション体験を実施した。また、地域包括支援センターの職員と各地区の課題を把握するため高齢者が集う場所に出向き、生活課題等の聞き取りを行ったほか、町内の高齢者が参加できる趣味の集まりなどの調査を実施した。 6 指定管理者制度による町有施設の管理・運営事業 鬼北町総合福祉センター及び鬼北町日吉中央集会所の指定管理者として、鬼北町から指定を受けており、両施設の管理・運営業務を行った。 なお、日吉中央集会所は、施設の老朽化が進んだこと等により、鬼北町において令和7年度末で閉鎖する方針が決定されたため、来年度の指定更新を行わず、指定管理業務が終了となった。
--	---

介護保険事業 日常生活支援 総合事業及び 介護予防事業	1 経営管理 介護保険事業、日常生活支援総合事業及び介護予防事業は、独立採算事業のため、近年は利用者数の減少に伴う事業収入の減少と人件費、経営経費の負担増加による赤字経営が続いており、様々な経営改善対策に取り組んでいるが、一部事業は廃止に至るなど、自主努力による経営改善は限界に達しつつある。 2 介護サービス事業 これまでの実績・経験を踏まえてサービス水準の充実・向上を目指し、要介護及び要支援者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう支援することを目標として、次のサービスを提供した。 (1) 訪問介護事業及び日常生活支援総合事業第1号訪問事業 ◇ 訪問介護事業 訪問介護員が利用者の居宅を訪問し、身体介護・家事援助の他、生活全般にわたる援助を行った。 <table data-bbox="606 1030 1228 1187"> <tr> <td>*利用者総数</td><td>28人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用者数</td><td>28人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用件数</td><td>360件</td></tr> </table> ◇ 日常生活支援総合事業第1号訪問事業 要支援1・2及び事業対象者に該当する利用者に、今後、要介護状態となるのを予防する目的で支援を行った。 <table data-bbox="606 1388 1228 1545"> <tr> <td>*利用者総数</td><td>23人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用者数</td><td>23人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用件数</td><td>148件</td></tr> </table> (2) 訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業 ◇ 訪問入浴介護事業 利用者の減少が顕著であり、事業の継続が困難となったため、令和6年度末から事業休止していたが、再開の見込みがないため令和7年度末をもって事業廃止とした。 ◇ 介護予防訪問入浴介護事業 訪問入浴介護事業の休止及び廃止に併せて事業廃止とした。	*利用者総数	28人	*1ヶ月平均利用者数	28人	*1ヶ月平均利用件数	360件	*利用者総数	23人	*1ヶ月平均利用者数	23人	*1ヶ月平均利用件数	148件
*利用者総数	28人												
*1ヶ月平均利用者数	28人												
*1ヶ月平均利用件数	360件												
*利用者総数	23人												
*1ヶ月平均利用者数	23人												
*1ヶ月平均利用件数	148件												

介護保険事業 日常生活支援 総合事業及び 介護予防事業	(3) 通所介護事業及び日常生活支援総合事業第1号通所事業 ◇ 通所介護事業 デイサービスセンターへ利用者を送迎し、健康チェック・身体介護並びに生活相談・助言等を行った。 <table> <tr> <td>*利用者総数</td><td>59人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用者数</td><td>45人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用件数</td><td>335件</td></tr> </table> ◇ 日常生活支援総合事業第1号通所事業 要支援1・2及び事業対象者に該当する利用者に、今後、要介護状態となることを予防する目的で支援を行った。 <table> <tr> <td>*利用者総数</td><td>47人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用者数</td><td>30人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用件数</td><td>194件</td></tr> </table> (4) 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業等 ◇ 居宅介護支援事業 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者及びその家族の生活に対する意向に基づき、適切な保健医療・福祉サービス及び社会資源サービスが受けられるよう、居宅サービス計画を作成し、要介護者と医療機関・サービス事業者との間の連絡調整を継続的に行った。また、必要に応じて居宅サービス計画を変更した。 <table> <tr> <td>*利用者総数</td><td>210人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用者数</td><td>145人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ年利用者延べ数</td><td>1,737人</td></tr> </table> ◇ 介護予防支援事業等 要支援1・2及び事業対象者に対する介護予防支援事業並びに日常生活支援総合事業第1号介護予防支援事業については、鬼北町地域包括支援センターからの委託を受けて実施した。 <table> <tr> <td>*利用者総数</td><td>86人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用者数</td><td>55人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ年利用者延べ数</td><td>656人</td></tr> </table>	*利用者総数	59人	*1ヶ月平均利用者数	45人	*1ヶ月平均利用件数	335件	*利用者総数	47人	*1ヶ月平均利用者数	30人	*1ヶ月平均利用件数	194件	*利用者総数	210人	*1ヶ月平均利用者数	145人	*1ヶ年利用者延べ数	1,737人	*利用者総数	86人	*1ヶ月平均利用者数	55人	*1ヶ年利用者延べ数	656人
*利用者総数	59人																								
*1ヶ月平均利用者数	45人																								
*1ヶ月平均利用件数	335件																								
*利用者総数	47人																								
*1ヶ月平均利用者数	30人																								
*1ヶ月平均利用件数	194件																								
*利用者総数	210人																								
*1ヶ月平均利用者数	145人																								
*1ヶ年利用者延べ数	1,737人																								
*利用者総数	86人																								
*1ヶ月平均利用者数	55人																								
*1ヶ年利用者延べ数	656人																								

障害者支援事業	1 指定障害福祉サービス事業 愛媛県の指定を受け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」によって事業を実施しており、利用者がその能力に応じ、自立した在宅生活ができるように支援することを目的とて、訪問介護員が居宅を訪問し、入浴や排せつ・食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行った。 <table data-bbox="523 510 1142 656"> <tr> <td>*利用者総数</td><td>8人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用者数</td><td>8人</td></tr> <tr> <td>*1ヶ月平均利用件数</td><td>41件</td></tr> </table> 2 障害者訪問入浴サービス事業 訪問入浴介護事業の休止及び廃止に併せて事業廃止とした。	*利用者総数	8人	*1ヶ月平均利用者数	8人	*1ヶ月平均利用件数	41件
*利用者総数	8人						
*1ヶ月平均利用者数	8人						
*1ヶ月平均利用件数	41件						